

基本目標3 若者が自立できるむらづくり

若者一人一人の状況に寄り添った就職や自立支援を行うとともに、若者が自らの主体的な選択により、結婚、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、希望がかなえられるよう、多様な価値観を尊重し、ライフデザイン・出会い・結婚への支援を推進します。

悩みや不安を抱える若者が、社会と自分の距離感でつながりを育んでいけるよう、若者やその家族が気軽に相談できる体制を整えます。

1 未来へ踏み出す若者応援

若者のキャリア形成を図り、新たなことにチャレンジしていけるよう応援します。

また、悩みや不安を抱える若者が、自らのペースで歩みを進められるよう、一人一人に合った支援を行います。

(1) 若者のキャリア形成

若者が安心して働き、安定した生活を送ることができるよう、地域における若者の雇用機会の創出を推進します。

(2) 青少年の健全育成

青少年を取り巻く環境は、生活様式の変化、価値観の多様化、情報化の進展などにより、年々厳しさを増しています。非行や犯罪、問題行動を防止するためには、親や大人が姿勢を正し、社会全体のモラルの向上を図るとともに、青少年を取り巻く社会環境の改善と整備に努めます。

(3) 性的指向[※]及びジェンダーアイデンティティ[※]の多様性に関する知識の普及啓発

こども・若者が、性別にかかわらず、誰もがその個性と能力を発揮して様々な可能性を広げ、一人一人の人権が尊重され、性の多様性を認め合うために、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解の促進を図ります。

(4) こどもを産み育てる準備への普及啓発

男女を問わず、性と妊娠に関する知識を正しく身に付け、将来のこどもを生み育てる準備としてのプレコンセプションケア[※]の啓発を行うとともに、不妊治療に関する支援を行います。

(5) 気軽に相談できる窓口の情報提供

若者の悩みや不安を受け止める県の相談窓口の情報発信を図るとともに、身体とこころの健康に関する支援を行います。

(6) 若者による社会活動の促進

ボランティアについての啓発講座や社会とのつながりの大切さに関する講座など、若者の視野が広がるような教育機会を創出し、若者へ積極的に周知するとともに若者が参加しやすい活動の充実を図ります。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
男女共同参画社会を目指す学校教育の推進	学校教育において、男女の平等や相互の理解・協力について適切に指導を行うとともに、男女平等の視点に立った生徒指導・進路指導を推進します。また、自らの考えや立場を伝え、互いに理解し合う能力や主体的に進路を選択する能力を育成します。	教育委員会
青少年健全育成村民会議の活動	青少年の健全な育成を図ることを目的に、各小学校区の関係団体と連携・協調し地域性を活かしながら、世代間交流、地域交流、非行防止、環境改善などの活動に取り組みます。	
ジュニアリーダーの活動	ボランティア活動や野外体験活動、村子ども会イベント活動の支援を行い、思考力と行動力を育成します。	
学生ボランティアの活動	座学や野外活動の実技・実習を支援し、高校生のボランティア活動を促進します。	
地域おこし協力隊	一定期間居住し、地域の人たちと一緒に地域力の維持や地域の活性化につながる活動を行う「地域おこし協力隊」を募集し、隊員の定住・定着を図ります。	定住促進課

2 出合いや結婚への支援

若者が自らの主体的な選択により、結婚、出産、育児の希望を叶えられるよう、ライフデザインや出合い、結婚への支援を推進します。

(1) 多様な出合いの機会提供

若者が交流できる場づくりや婚活イベントを支援して、結婚を後押しします。

(2) ライフデザインを考えるきっかけづくり

仕事や働き方、出合い・結婚・妊娠・出産・子育て等、ライフステージごとの様々な情報を総合的に提供するセミナーやシンポジウムを実施するなど、若者が人生設計を考える機会を設け、ライフデザインを考えるきっかけづくりに取り組みます。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
ここのとり支援事業	こどもを望む夫婦の不育・不妊治療にかかる医療費について、夫婦1組につき年度20万円を上限に助成します。	子育て支援課
結婚新生活支援事業	結婚に伴う新生活に係る支援を行うことにより少子化対策の強化に資することを目的として、新婚世帯に対して、新居の住居費(住宅取得・賃貸)と引越費用を補助します。	総務課
出会いイベント	出会いを望む独身男女に対して出会いと交流の場(山コン・南鉄コンなど)を提供し、恋愛・結婚へと進展を促すことで、少子化の要因の1つである未婚化・晩婚化の進行に歯止めをかけることを目的とした出会いの場を創出します。	
恋活・婚活サポート事業	結婚を希望する独身者に出会いの機会を提供し、結婚のきっかけづくりを行うとともに、社会全体で結婚を応援する機運を高めるため連携中枢都市圏※で構成する「くまもと出会いサポートセンター」事業に参加しています。村ではAIマッチングシステムを活用したマッチングアプリの登録窓口や婚活イベント・セミナーの情報提供等を行います。 ※熊本連携中枢都市圏で参加希望した13市町村構成(熊本市、宇土市、宇城市、合志市、美里町、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町)	
恋活・婚活サポート事業	村では、地域における出会い又は結婚を支援する「婚活サポーター」を募集しています。登録された婚活サポーターが出会い又は結婚を希望する地域の未婚の男女に新たな出会いの機会や結婚に関する情報提供などしています。	

基本目標4 全てのこどもが幸せな状態で成長できるむらづくり

本村のこども・若者が、家庭環境に関わらず、夢や希望を持って生きていくことができるよう、生活の安定のための支援、教育の支援、保護者の就労の支援など、様々な面から、関係機関との連携により、こども・若者の貧困対策に取り組みます。

こども・若者が心身ともに健やかに成長できるよう、ヤングケアラー等の配慮が必要な家庭への支援など、関係機関との連携を一層強化し、情報を共有しながら切れ目のない支援を行っていきます。

様々な支援が必要なこどもに対し、すべての成長過程において、支援を必要としているときに、必要な支援が行き届く体制の充実を図り、ライフステージに応じた切れ目のない支援（縦横連携）を推進します。

1 生活に困難を抱える子育て家庭などへの支援

こども・若者が、家庭の経済状況にかかわらず、健やかに成長できる環境をつくるとともに、教育の機会均等を図るため、こどもの学習支援の活用や、教育、生活の安定、保護者の就労、経済的支援を進めます。また、安定した生活により、安心して子育てでできるよう、ひとり親家庭の総合的な支援を推進します。

(1) 教育の支援

貧困の世代間連鎖を断ち切るために、就学援助制度や奨学金、貸付等による経済的支援によって学習機会の確保・充実を図るとともに、こどもに対して教育により将来への希望を持つことができるよう、機会あるごとに啓発していきます。

特に取組の必要が高い経済的に困窮している世帯に対しては、「貧困の連鎖を教育で断つ」ことを確実に進めるため、学校教育による学力向上、ひとり親家庭や生活困窮者世帯等への学習支援などを行います。

(2) 生活の安定に資するための支援

保護者に対しては、生活困窮者自立支援制度に基づく就労支援や子育てを両立するための生活支援を行います。一方、こどもに対しては、学校における健康教育等の強化を進めるとともに、健康診断や食育の推進などの保健衛生の取組強化を進めます。

(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

ひとり親家庭に対する資格取得の支援や職業紹介により、安定雇用による就労所得を増加させ、経済的自立によるこどもの生活環境の改善につなげます。

(4) 経済的支援

教育費負担の軽減をはじめ、県や村などの各事業主体において、各種手当や就学援助費、貸付金などの現行制度の周知強化等による捕捉率^{*}を高めます。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
母子栄養食品助成事業	住民税非課税世帯又は均等割のみ課税世帯に対し、1歳までのミルク購入費用を月1缶分助成します。	子育て支援課
母子家庭に対する保育所入所時の優先入所	保育所入所判定の際、母子家庭に対して優先して入所できるようにします。	
児童扶養手当	父又は母と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。	住民福祉課
ひとり親家庭医療費助成	ひとり親家庭に対し、医療費の一部負担金の3分の2を助成します。	
就学援助	経済的な理由により就学困難な児童及び生徒の保護者に対して、学用品費等の補助を行います。	教育委員会

2 障がいや発達に不安のある子どもへの支援

障がいのある子ども・若者や発達に不安のある子どもを支援するため、それぞれの特性や状況に応じて、居宅介護、放課後等デイサービス等の通所支援、療養生活の支援、保育所等への巡回支援を行います。子どもの成長に不安を感じる家族に対しては、相談窓口を利用しやすくなるよう情報提供に努め、家庭の子育てへの負担軽減につなげるとともに、適切な支援が提供可能である専門相談につなぐなど、家族に寄り添った継続的な支援を行います。

保育所等や放課後児童クラブにおいては、障がいのある子どもを受け入れるため、職員の加配や研修の充実を図ります。

医療的ケア児とその家族が身近な地域で必要な支援を受けられるように、保健、医療、福祉、教育、保育などの関係機関等が連携し、地域における情報の共有や課題の整理を行うとともに、サービスの質の確保・向上に取り組むなど医療的ケア児の支援体制の構築に取り組みます。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
巡回相談支援事業	相談員が保育所等を巡回し、発達に不安のあることについての関わり方についての助言等を行うと共に、必要に応じて療育及び育児相談につなげます。	住民福祉課
障害通所給付費支給	児童福祉法に基づき、障がいのある児童やその家族に対し、安心して社会との交流や必要な療育を受けるための支援を提供します。	
特別児童扶養手当	政令で定める程度以上の知的、精神または身体障がい（内部障がいを含む）等がある20歳未満の児童について、児童の福祉を図ることを目的として、手当を支給します。	
障害児福祉手当	日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の政令で定める程度以上の重度障がい者に対して手当を支給します。	

3 児童虐待防止対策と社会的養護の推進

児童虐待を受けた子どもやその家族、要保護児童、ヤングケアラーなど、支援が必要な子どもや家庭に寄り添いながら、「子ども家庭センター」を中心に、個々の状況に応じた必要なサービスを提供できる相談体制の充実を図ります。

（1）子ども家庭センターの機能強化【再掲】

「子ども家庭センター」の機能強化を図るため、より身近な場所での気軽な相談や、必要な方々への適切な支援メニューの充実を図りながら、地域のネットワークと一体となって継続的に支援し、妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、産後から子育て期を通じた切れ目のない母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行います。

（2）児童虐待の予防や早期発見・早期対応

妊娠期から保護者とのつながりを大切に、切れ目なく支援することで、児童虐待の予防につなげます。子育てに対する相談をはじめ、児童虐待の予防から継続的な支援を行うとともに、「要保護児童対策会議」を中心に、児童相談所等の専門機関との連携を図り、児童虐待防止に対する取組を推進します。

（3）ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーにおける問題は、本人や家族が自覚していないことも多く、顕在化しづらいことを念頭に置いた上で、子どもや家族の思いに寄り添いながら、関係機関が連携してヤングケアラーを早期発見・把握し、適切な支援につなげていきます。

(4) 教育相談体制の充実

児童・生徒が悩みを抱え込まず、心にゆとりが持てるよう、学校等では気軽に相談でき、効果的なカウンセリングが行える相談体制の強化を推進します。

児童・生徒がお互いを思いやる心を育てる教育の実践を推進し、いじめが起きない・いじめを起こさせないよう継続して取り組み、学校の教育相談体制の充実を図ります。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
【再掲】 こども家庭センター事業	妊産婦、育児やこどもについての相談などを受け付けます。	子育て支援課
要保護児童対策地域協議会	要保護児童の早期発見やその適切な保護及び配偶者からの暴力防止を図るために対策会議を設置します。	
【再掲】 家庭教育講座	保護者の子育てに対する悩みや不安の解消のために「親の学び」プログラムとして熊本県から学校や保育園といった団体に対してトレーナーの派遣を行っています。	教育委員会

4 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

全国的に小中高生の自殺者数が増加傾向にあり、危機的な状況となっています。誰も自殺に追い込まれることのないよう、生きることの包括的な支援として、こども・若者への自殺対策を推進します。

社会の情報化が進展する中、こどもが情報活用能力を身に付け、情報を適切に取捨選択して利用するとともに、インターネットによる情報発信を適切に行うことができるように、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に努めます。

こどもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが全てのこどもが健やかに育つための大前提であるとの認識の下、有害環境対策、防犯・交通安全対策、防災対策等を進めます。

(1) こども・若者の自殺対策

こどもが自身の心の危機に気づき、身近な信頼できる大人に相談できる力を培うために、「SOSの出し方に関する教育※」を継続して実施します。

また、様々な課題を抱えるこどもに対し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、学校におけるチームでの教育相談体制の充実を促進します。

(2) こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備

こどもが主体的にインターネットを利用できる能力習得の支援や情報リテラシー[※]の習得支援、こどもや保護者等に対する啓発、フィルタリング[※]の利用促進、ペアレンタルコントロール[※]による対応の推進など、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備に取り組みます。

(3) 犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備

こどもへの犯罪被害を防ぐために行政、警察・関係機関・団体間の定期的な情報交換の体制づくり、場づくりを推進します。また、警察、学校、PTA、家庭、地域との連携を強化し、こどもを犯罪から守る被害防止活動を支援します。

学校施設や通学路の安全点検・安全対策、見守り活動の充実を図り、こどもたちの安全・安心の確保を図る取組を推進します。

(4) 非行防止と自立支援

こども・若者の非行防止や、非行・犯罪に及んだこども・若者とその家族への相談支援を行うとともに、学校や警察等の関係機関・団体との連携を図り、自立支援を推進します。

社会全体として非行や犯罪に及んだこどもや若者に対する理解を深め、育ちを見守る社会気運の向上を図ります。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
チャイルドシート購入費助成	幼児の交通事故防止及び交通安全の確保に資するため、乳幼児補助装置の購入に要する経費を補助します。	子育て支援課
防犯パトロール隊	パトロール隊は、安心・安全なむらづくりを目指して、村民の防犯意識の高揚と普及の徹底を図り、正しい防犯の実践を習慣づけ、南阿蘇村地域の住民を各種犯罪から守るとともに、青少年の非行を防止することを目的として活動しています。	総務課
交通安全指導員	交通安全指導員は、住民に対する交通安全思想の普及啓発活動及び村内の通学、通園路における学童、園児を重点に歩行者の保護誘導等の街頭活動を通じ、正しい交通ルールの励行を指導しながら、交通事故の防止に努めることを任務として活動しています。	
学校における相談支援体制	県配属の活用事業を利用した「心の専門家」であるスクールカウンセラーや「福祉の専門家」であるスクールソーシャルワーカーと連携し、児童生徒や保護者等の心の相談及び児童生徒を取り巻く環境支援を行います。	教育委員会

通学路における安全確保	「通学路交通安全プログラム」により、関係機関と連携しながら、合同点検や安全対策を実施します。	教育委員会
【再掲】 ネットトラブル対策講座	学校からの依頼に応じ、ネットトラブル対策講座を実施します。	
【再掲】 薬物乱用防止教室	学校の依頼に応じ、薬物乱用防止教室を実施します。	
防犯教室	保育園や小学校に対して関係機関と連携した防犯教室を実施します。	総務課 教育委員会 子育て支援課
交通安全教室	関係機関と連携し、子ども向けの交通安全教室を実施します。	

5 こども・若者の権利の尊重

こども・若者が権利の主体として、多様な人格・個性として尊重され、権利が保障されるよう、こども・若者の権利の啓発による意識の醸成や、理解の促進を社会全体で共有し、こども・若者や子育て世帯の意見を聴き、施策に反映させる取組を進めます。

(1) こども・若者の権利に関する普及啓発

こどもや若者が人権問題への理解を深め、人権意識を高められるよう、こども基本法、こども大綱、本計画など、様々な機会・媒体を活用して、こども・若者の権利について、周知・啓発を推進します。

(2) こども・若者や子育て世帯の意見聴取

こども施策を進めるに当たり、こども・若者や子育て世帯の声を聴く方法について検討を進めるとともに、こどもの意見表明の意義について、様々な媒体を活用して周知・啓発を行います。

(3) こども・若者の意見表明・参加

こどもや若者の生活や将来に影響を及ぼす計画などを審議する際には、こどもや若者が学び、意見表明する機会を創出するとともに、参加しづらいこどもにも配慮した取組に努めます。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
こども・若者へのこども基本法等に関する周知・啓発	こども計画や、その基となるこども基本法、こどもの権利条約の内容について、パンフレットの作成・配布等様々な方法により、当事者であるこども・若者への周知・啓発を行います。	子育て支援課
施策や施設の運営に当たってのこども・若者の意見を聴取する仕組みづくりの検討	こども・若者に関する施策や施設の運営について、様々な方法で意見を表明し、積極的に参加できるように、その仕組みづくりについて検討します。	

【再掲】 こども議会の開催	中学校の生徒会執行部を中心に、村の課題や未来、環境についての課題意識を高めるとともに、村の政治について学び、将来の村民として積極的によりよい村づくりに参加する意識を高める活動を進めます。	教育委員会
子ども会学習会の実施	村内の小中学生を対象に、一人一人の人権意識の高揚や学力向上を目指し、あらゆる人権課題に対する正しい理解と意識を深める学習や、教科学習を行います。	

6 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

創造力や好奇心などを育むため、民間団体等と連携・協働して、自然体験、職業体験、環境体験など多様な体験活動に取り組むとともに、家庭、地域、行政が一体となり、青少年育成団体等とより一層の連携を図り、青少年の体験活動、交流活動等を充実させ、青少年の健やかな育ちを支援します。また、村の活性化につながる先進的な技術や知識を学ぶための支援を行います。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
地域子育て支援拠点における親子交流の場の提供	子育て中の保護者の孤立予防や育児不安を軽減するため、地域子育て支援拠点において、親子交流の場の提供や子育てに関する相談、情報提供、子育て講座などを実施し、地域の子育て支援を行います。	子育て支援課
【再掲】 放課後子ども教室	小学1、2年生を対象に、放課後の空き教室を利用し、こどもが安心して活動できる場の確保を図り、地域の方の参画を得て、こどもたちに季節ごとの制作や昔あそびなど、多様な活動を行います。	教育委員会
【再掲】 子ども会	村及び各行政区の単位子ども会がこどもたちに対する体験事業を実施しています。村の子ども会としては姉妹都市連携をしている新上五島町との育成キャンプや村子ども会大会を開催しこどもたちが普段できない体験活動を行っており、令和4年度からは熊本県立高森高等学校と連携しています。	
子ども会大会	南阿蘇村子ども会大会として村内小学生を対象に体験事業を実施しています。令和2年度から令和3年度についてはコロナで中止していましたが、令和4年度からは熊本県立高等学校の生徒を講師として企画運営をお願いし、大会を実施しています。	
育成キャンプ	姉妹都市提携を結んでいる長崎県新上五島町の子ども会と毎年実施している事業。隔年ごとで開催をしており、南阿蘇村と新上五島町で交互に実施しており、南阿蘇村ではトレッキングなどの自然の体験、新上五島町では海洋体験を実施しています。	

第5章 施策の展開

【再掲】 小学校親睦スポーツ大会	村内の小学6年生を対象に、中学校入学前の生徒同士の交流と親睦を深める場として、親睦スポーツ大会を実施しています。テーパーボールやモルックなどのニュースポーツを主に行っており、好評であるため今後も引き続き継続していきます。	教育委員会
学校における自然にふれる 体験活動の充実	村内の公立小・中学校に対し、職業体験や職業講和等を通して、働くことの意義や目的の理解、進んで働くとする意欲や態度などを育むことができること、職業の意義についての基本的な理解・認識、自己を価値あるものとする自覚、夢や希望を実現しようとする意欲的な態度など、望ましい勤労観、職業観を育むよう指導します。	
科学体験の充実	こどもたちの豊かな感性・創造性を育み、科学的なものの見方・考え方を育てる機会の創出が求められている中、こどもたちが自由な発想で楽しみながら創作活動（ものづくり）に取り組み、感動的で不思議な科学を体験することにより、創造性豊かで柔軟な思考力を育みます。	
スポーツ推進委員の設置	スポーツに関する指導、助言を行うスポーツ推進委員を設置し、スポーツの振興・普及を図るほか、運動のきっかけを作ります。	
文化活動の充実	地域に残る伝統行事・文化遺産等について調べる学習や伝統的な歴史文化などに親しむ学習を計画的に取り入れます。また、芸術に触れる機会や文化的な体験活動を充実させ、豊かな感性や情操を育みます。	
学校図書館の充実	「ループみなみあそ」図書室の司書が、村内の小中学校の図書室に出張して、学校図書室の支援を図ります。	
野外活動の振興	姉妹町村である「長崎県新上五島町」との子供会交流において、キャンプなどの野外活動を行います。	

基本目標5 子育て当事者がこどもに向き合えるむらづくり

子育てにかかる経済的な支援を行うとともに、ゆとりを持ってこどもと向き合い、保護者の選択に基づき必要な保育を受けられるよう環境を推進します。

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて全てのこどもと家庭を対象として、虐待予防の観点からも、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進します。

家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共働き・共育てを推進します。

1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

こどもと家庭の状況に応じた手当の支給や医療費助成、幼児教育・保育の無償化など、子育てにかかる経済的な支援を行うとともに、ゆとりを持ってこどもと向き合い、保護者の選択に基づき必要な保育を受けられるよう環境を推進します。

(1) 出産・子育て応援給付支援

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近な相談に応じ、必要な支援につなぐ「伴走型の相談支援」と、育児関連用品の購入や子育て支援サービスに利用できる「経済的支援」を一体として実施します。

(2) こども医療費助成

こどもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、こどもの健康増進と健やかな育成に寄与するため、0歳から高校3年生相当年齢（満18歳到達後の最初の3月31日まで）のこども医療費の全額支援（無償化）を継続します。

(3) 幼児教育・保育の負担軽減

幼児教育・保育の無償化に係る子育てのための施設等利用給付を適正に行い、幼児教育・保育に関わる経済的負担の軽減を図り、全てのこどもに質の高い幼児教育・保育を受ける機会を確保します。

(4) 学校給食費の助成

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、小・中学校の学校給食費の助成を継続します。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
【再掲】 こののとり支援事業	こどもを望む夫婦の不育・不妊治療にかかる医療費について、夫婦1組につき年度20万円を上限に助成します。	子育て支援課
児童手当	高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している人に対して、次代の社会を担う児童の健全な育成と資質の向上に資することを目的として手当を支給します。	
すこやか出産祝い金	新生児が誕生した日に住所を有し、かつ居住している期間が連続して1年以上経過している場合に支給します。支給額は第1、2子は50,000円、第3子以降は100,000円となっています。	
乳幼児・子ども医療費助成	南阿蘇村に住所を有し健康保険に加入している0歳から18歳までのこどもが対象となっています。対象となる医療費は各種健康保険適用の一部負担金となります。ただし、入院食事療養費及び交通事故により第三者からの賠償として支払われる医療費は対象外となっています。	
【再掲】 チャイルドシート購入費助成	幼児の交通事故防止及び交通安全の確保に資するため、乳幼児補助装置の購入に要する経費を補助します。	
多子世帯支援事業	熊本県が独自に、高校生以下から数えて3人目のこどもの保育料を無料にしている事業です。	
すこやか成長祝い金	第3子以降のこどもを南阿蘇村で出産し、かつこどもが満3歳に到達する年度まで南阿蘇村に継続して在住していた場合に支給します。支給額は200,000円となっています。	
給食費半額補助	保護者の経済的な負担の軽減と子育て支援を目的として、給食費の半額を補助しています。	教育委員会
ランドセル支給	新入学児童を対象に、入学祝いとしてランドセルの贈呈を行っています。	
通学かばん支給	新入学生徒を対象に、入学祝いとして通学カバンの贈呈を行っています。	

2 地域子育て支援、家庭教育支援

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて全てのこどもと家庭を対象として、虐待予防の観点からも、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進します。

(1) こども家庭センターの機能強化【再掲】

「こども家庭センター」の機能強化を図るため、より身近な場所での気軽な相談や、必要な方々への適切な支援メニューの充実を図りながら、地域のネットワークと一体となって継続的に支援し、妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、産後から子育て期を通じた切れ目のない母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行います。

(2) 地域における子育て支援の充実

延長保育事業については、就労形態の多様化等の理由による通常の利用時間を延長しての保育ニーズに対応するため、また、一時預かり事業については利用者ニーズに対応できるよう、今後も継続実施します。

ファミリー・サポート・センター事業については、提供会員の増加を図り、引き続き、子育ての援助を受けたい人が必要なときに安心して利用できる体制整備を進めます。

そのほか、子ども・子育て支援法の「地域子ども・子育て支援事業」を着実に実施します。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
【再掲】 こども家庭センター事業	全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健及び児童福祉の両機能が、一体的に相談支援を行います。	子育て支援課
【再掲】 延長保育事業	保護者の就労状況により通常の保育時間を超える保育が必要な場合(保育短時間認定については8時間を超えた部分、保育標準時間については11時間を超えた部分)、保育施設での保育時間を延長して預かりを行います。	
【再掲】 一時預かり事業	一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児について、幼稚園、保育所、認定こども園その他の場所において、地域の実情に応じた活用を考慮しながら、一時的な預かりを通じた必要な保育を行います。	
【再掲】 ファミリー・サポート・センター事業	育児や家事の援助を受けたい人(依頼会員)と援助を行いたい人(提供会員)が会員となって、子育ての相互援助活動を行う組織です。それぞれの条件と希望にあった会員を紹介しています。	

3 共働き・共育ての推進

共働き・共育ての推進に向け、子育て家庭への更なる支援の充実を図ります。また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の改善、男女共同参画の推進など、子育てしやすい就労環境づくりを推進していきます。

（1）仕事と子育ての両立支援

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、性別に関わらず仕事と子育てが両立できる働き方への意識啓発や企業の取組に対する啓発を行います。

（2）男女共同参画の推進

固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みを持つことがないよう、男女共同参画についての正しい理解の浸透に向け、様々な世代における広報啓発に取り組みます。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
男性の家事・育児等への参画促進	男女共同参画情報紙を活用し、男性の家事・育児等への参画促進を図ります。	総務課
家庭教育学級等における男女共同参画についての意識啓発	小・中学校の家庭教育学級担当者とPTA関係者を集めた家庭教育学級説明会を開催し、男女共同参画に関する出前講座に関する資料を配布し、こどものみならず、保護者などに対しても男女共同参画についての意識啓発を行うほか、保護者のみならず地域住民など、広く家庭教育等に関する学習機会や情報を提供します。	教育委員会